

広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務公募型プロポーザル手続開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之

1 業務の概要

- (1) 業務名 広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務
- (2) 業務内容 「広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務仕様書」のとおり。
- (3) 履行場所 広島市立安佐市民病院及び広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和4年5月31日まで

2 選定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。

3 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、契約期間中、確実に業務を遂行する能力を有する者とし、次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-11 運送・保管」に登録されている者であること。
- (3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有すること。
- (4) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は、病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 平成27年4月以降に、入院患者の移送を伴う一般病床数300床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院をいう。）の敷地外移転業務を直接受注した実績があること。

4 実施要項等関係書類の配布方法

広島市立安佐市民病院移転計画策定及び移転業務事業公募型プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）及び提出書類の様式等は、病院機構のホームページのトップページ（<http://www.hcho.jp>）の「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これに寄り難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次の期間及び担当部局で配布する。

(1) 配布期間

令和3年2月2日（火）から令和3年2月12日（金）まで（土・日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 担当部局

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号（広島市立安佐市民病院内）

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室

電話 082-815-5211（代表） 内線:2752

E-mail hirokikou-honbu@hcho.jp

5 参加表明書の提出

実施要項のとおり。

6 質問の受付及び回答

実施要項のとおり。

7 企画提案書の提出

実施要項のとおり。

8 企画提案に対する審査

実施要項のとおり。

9 受託者候補者の選定

実施要項のとおり。

10 契約の締結

実施要項のとおり。